

資料提供（投げ込み） 令和2年4月10日（金）	
場 所 庁 議 室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
危機管理部 危機管理課 （電話059-229-3281）	危機管理課長 出口 真也

新型コロナウイルス感染症対策
4月10日開催 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
（第7回）決定事項

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

4月10日開催津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第7回）
決定事項

1 決定事項

（1）市職員が電車等の公共交通機関利用している場合の勤務時間の割り振り変更について（総務部）

愛知県が独自で緊急事態宣言を出したことを受けて、公共交通機関を利用して通勤する職員に対し、新型コロナウイルス感染防止の観点から、混雑時の通勤を避けるために、当分の間、職員本人から申出があった場合においては、業務に支障がない限り、津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、当該職員に係る勤務時間の割り振りを変更ができることとします。

今回対象となる職員は、愛知県等の感染が拡大している地域からの通勤者と接触が予想される電車等（近畿日本鉄道、JR東海及び伊勢鉄道）を利用して通勤する職員とします。

変更できる時間は、通常の始業時間午前8時30分を午前7時30分から午前10時までの間の30分単位で変更できることとし、1日の勤務時間は現状どおり7時間45分とします。

（2）三重県知事の「三重県新型コロナウイルス感染拡大阻止緊急宣言」を受けて今後の小中学校等の対応について（教育委員会）

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、県内のすべての県立学校を臨時休業とする方向性が三重県から示されたことを受け、本市におきましても、市内すべての市立幼稚園及び小・中・義務教育学校の今後の対応について、学校現場や関係機関との丁寧な協議を行い、早急に今後の方向性を決定していきたいと考えています。

本市においては、これまで、鈴鹿市で行われた陸上競技の練習会において講師が感染者であった事案や南が丘小学校の教職員とPCR検査対象者との接触があった事案、いずれにおきましても、感染の状況や学校のリスク等を丁寧に検証し、子どもたちの安全と学校としての機能をできる限り保障できる方向性を検証しながら対応を進めて参りました。

今後の感染状況によっては、臨時休業の長期化も視野に入れる必要があ

ることから、臨時休業期間中に子どもたちが、授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることがないように、学校や子どもたちの実態等に応じた措置を講じるとともに、子どもたちの居場所である放課後児童クラブの運営や給食における発注済の食材に係る業者対応などの課題にも、きめ細やかに対応しながら、子どもたちの安全・安心を第一に、万全を期した対応に努めて参ります。

以下会議資料

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第7回）

令和2年4月10日（金）

午後5時30分～

本庁舎8階 大会議室A

1 国・県の動き

- (1) 県内における令和2年4月8日以降の感染症患者の発生及び続報について報告（健康医療担当）
- (2) 三重県知事の「三重県新型コロナウイルス感染拡大阻止緊急宣言」及び国、他県の動きについて報告（危機管理部）

2 市職員が電車等の公共交通機関利用している場合の勤務時間の割り振り変更について協議（総務部）

3 三重県知事の「三重県新型コロナウイルス感染拡大阻止緊急宣言」を受けて今後の小中学校等の対応について協議（教育委員会）

4 その他

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第7回）

提案事項

2 市職員が電車等の公共交通機関利用している場合の勤務時間の割り振り変更について協議（総務部）

愛知県が独自で緊急事態宣言を出したことを受けて、公共交通機関を利用して通勤する職員に対し、新型コロナウイルス感染防止の観点から、混雑時の通勤を避けるために、当分の間、職員本人から申出があった場合においては、業務に支障がない限り、津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、当該職員に係る勤務時間の割り振りを変更ができることとします。

今回対象となる職員は、愛知県等の感染が拡大している地域からの通勤者と接触が予想される電車等（近畿日本鉄道、JR東海及び伊勢鉄道）を利用して通勤する職員とします。

変更できる時間は、通常の始業時間午前8時30分を午前7時30分から午前10時までの間の30分単位で変更できることとし、1日の勤務時間は現状どおり7時間45分とします。

3 三重県知事の「三重県新型コロナウイルス感染拡大阻止緊急宣言」を受けて今後の小中学校等の対応について協議（教育委員会）

【2ページの資料のとおり】

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、県内のすべての県立学校を臨時休業とする方向性が三重県から示されたことを受け、本市におきましても、市内すべての市立幼稚園及び小・中・義務教育学校の今後の対応について、学校現場や関係機関との丁寧な協議を行い、早急に今後の方向性を決定していきたいと考えています。

本市においては、これまで、鈴鹿市で行われた陸上競技の練習会において講師が感染者であった事案や南が丘小学校の教職員とPCR検査対象者との接触があった事案、いずれにおきましても、感染の状況や学校のリスク等を丁寧に検証し、子どもたちの安全と学校としての機能をできる限り保障できる方向性を検証しながら対応を進めて参りました。

今後の感染状況によっては、臨時休業の長期化も視野に入れる必要があることから、臨時休業期間中に子どもたちが、授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることがないように、学校や子どもたちの実態等に応じた措置を講じるとともに、子どもたちの居場所である放課後児童クラブの運営や給食における発注済の食材に係る業者対応などの課題にも、きめ細やかに対応しながら、子どもたちの安全・安心を第一に、万全を期した対応に努めて参ります。



新型コロナウイルス感染症患者の発生について (県内第14・15例目) 【令和2年4月9日発表】

4月9日、新型コロナウイルス感染症が疑われる方について実施したPCR検査の結果が判明し、2名の方の陽性が確認されました。三重県内で判明した感染者としては第14・15例目となります。

【概要】(県内第14例目)

- (1) 年代 50代
- (2) 性別 男性(日本籍)
- (3) 居住地 明和町
- (4) 職業 会社員
- (5) 症状・経過
4月3日(金) 夕方、38.8℃の発熱
4日(土) 医療機関A受診、インフルエンザ陰性。
7日(火) 発熱継続し、味覚・嗅覚障害あり。再度医療機関A受診。医療機関Aから「帰国者・接触者相談センター」に相談あり、受診調整。
受診調整により帰国者・接触者外来(医療機関B)を受診。疑似症として発生届が提出され、医療機関Bにおいて、PCR検査のため検体を採取。
8日(水) PCR検査を実施。
9日(木) PCR検査により陽性を確認。
現在、県内の感染症指定医療機関に入院調整中。
<現在の症状>
軽症～中等症(37.5℃の発熱、咳、頭痛継続、味覚・嗅覚障害は軽減)

(6) 行動歴

- 3月27日(金)～31日(火) 東京都から帰省した親族の方と接触
4月3日(金) まで出勤
※工作上、首都圏の方との関わりがある。
※基本的にマスクを着用しており、症状出現後、公共交通機関の利用はない。

(7) 今後について

- 濃厚接触者については保健所が調査し、PCR検査を実施するとともに、健康観察を行います。

【概要】(県内第15例目)

- (1) 年代 20代
- (2) 性別 男性(日本籍)
- (3) 居住地 明和町
- (4) 職業 会社員
- (5) 症状・経過
4月5日(日) 倦怠感、味覚・嗅覚障害あり。医療機関C受診、風邪と診断。
6日(月) 症状継続し、夕方発熱(38.8℃)、頭痛出現。
7日(火) 医療機関D受診。医療機関Dから「帰国者・接触者相談センター」に相談あり、受診調整により帰国者・接触者外来(医療機関E)を受診。疑似症として発生届が提出され、医療機関Eにおいて、PCR検査のため検体を採取。
8日(水) PCR検査を実施。
9日(木) PCR検査により陽性を確認。
現在、県内の感染症指定医療機関に入院調整中。
<現在の症状>

軽症～中等症（倦怠感、味覚・嗅覚障害あり）

(6) 行動歴

3月27日（金）～31日（火）東京都から帰省した親族の方と接触

4月6日（月）まで出勤

※基本的にマスクを着用しており、症状出現後、公共交通機関の利用はない。

(7) 今後について

濃厚接触者については保健所が調査し、PCR検査を実施するとともに、健康観察を行います。

※「医療機関A」等のアルファベット表記は頭文字ではありません。

※報道機関の皆様へ

本患者様およびその他ご関係者様の人権の尊重および個人情報保護、勤務先等の風評被害防止について、ご理解とご配慮をお願いいたします。

本ページに関する問い合わせ先

三重県 医療保健部 業務感染症対策課 感染症対策班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁4階）

電話番号：059-224-2352 ファクス番号：059-224-2344 メールアドレス：yakumus@pref.mie.lg.jp

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.

当社グループにおける新型コロナウイルス感染者の発生について

井村屋グループ株式会社 本社（三重県津市高茶屋7丁目1番1号）に勤務している社員1名（50代男性 三重県明和町）が新型コロナウイルスに感染していることが判明いたしました。
当該社員は4月9日（木）に三重県が公表した新型コロナウイルス感染者の一人です。

1. 感染者の発症に至る経緯及び状況

当該社員（50代男性 三重県明和町在住）

当該社員は内勤の業務に従事しており、お客様と直接接する業務並びに商品生産関連業務には従事しておりません。

4月3日（金）、まで井村屋グループ株式会社本社（三重県津市）にて勤務し、夕刻発熱症状が出たため、4日（土）に県内の医療機関を受診しましたが、症状が改善せず、7日（火）にPCR検査を実施し、9日（木）に「陽性」と判明し、入院いたしました。
尚、4月9日（木）時点での、当該社員の容態は安定しております。

2. 濃厚接触者について

濃厚接触者については所管保健所の指導のもと、現在調査を進めております。

濃厚接触者に対しては同様に自宅待機の指示と健康状態の経過確認を継続的に実施します。

3. 今後の対応について

当該社員が勤務していた業務スペースの消毒については、共用部分を含み継続的に実施しており、所管保健所と連携をとり適切に対応しております。

当社では、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、全社にて、お取引先様の安全・従業員の安全・お客様の安全に配慮した対策（※）を講じておりますが、さらに徹底してまいります。

※こまめな手洗い・アルコール消毒、うがい、マスクの着用、朝夕の検温、時差出勤やテレワークの実施、多人数での会議等の中止・制限、不要不急の国内外への出張自粛など、現在行っている三密の抑制についてもさらに徹底してまいります。

地域住民の皆様、関係者の皆様に多大なご心配をおかけすることを心よりお詫び申し上げます。

当社グループでは、今後も社内外への感染拡大抑止とお客様・お取引先様・全従業員の安全確保を最優先に、保健所ならびに政府・自治体の方針に基づき、必要な措置を迅速に決定し、対応してまいります。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態宣言

新型コロナウイルス感染症に関する全国及び愛知県の感染状況等にかんがみ、その拡大を防止するため、愛知県緊急事態宣言を発出する。

新型コロナウイルス感染症については、全国で確認された患者数が大幅に増加し、本県においても4月上旬から患者数が急速に増加するとともに、感染経路不明者も多く確認されるなど、予断を許さない状況が続いている。

本県では、これまで、医療・検査体制の充実、経済・雇用・生活面の支援などに全力を挙げて取り組んできたところであるが、政府においては全国的に急速なまん延の恐れがあることから、4月7日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態を宣言した。

こうした状況を踏まえ、愛知県は、県民の皆様の生命と健康を守ることを最優先に、ありとあらゆる対策を講じることとし、この難局をオール愛知で乗り越えるため、県民の皆様、医療関係者、市町村、団体、企業など、全ての皆様のご理解とご協力をいただく中で、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態を宣言する。

(県民・事業者の皆様へ)

- 1 生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出、移動の自粛を強く要請する。
- 2 やむを得ず外出する場合でも、「密閉」「密集」「密接」を避ける行動を徹底することを強く要請する。
- 3 県民の日常生活の維持に必要な事業活動については、感染防止対策に留意の上、継続を要請する。

(緊急事態措置を円滑に行うための主な県の取組)

- 1 医療提供体制の強化、検査体制の充実、相談体制の整備や情報提供など、県民の皆様の生命と健康を守る取組を進める。
感染症対策に取り組む医療従事者が差別等をされることがないよう風評被害の防止を図る。
- 2 「愛知県新型コロナウイルス感染症緊急対策」や国の緊急経済対策に基づき、県民・事業者等に対してきめ細かな支援を図る。
- 3 日本一の集積を誇る本県のモノづくり産業を支える中小企業の皆様を始め、農林水産業・建設業・観光業・飲食業など幅広い産業に関わる方々へ資金繰りへの支援や需要拡大等への取組を行う。

非常事態宣言

令和2年4月10日
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

今回の新型コロナウイルスは、

- 1 感染拡大のスピードが極めて早い
- 2 感染しても自覚がないケースがある
- 3 治療薬もワクチンもない
- 4 幼少の子どもから高齢者まで広く感染する

などの特徴のある、人類が初めて体験するウイルスである。

本県においては、3月半ばから急増し、3月22日から昨日まで19日連続で、1名の死者を含め、87名の感染者が確認されている。これは、緊急事態宣言の対象地域である7都府県に迫る高い発症数である。

1 週間毎の増加数をみても、最近の1週間では46名で、その前の週の19名と比べ、約2.5倍に急増している。さらに、可児市内のクラスター（集団感染）は終息することができたものの、岐阜市内において、ナイトクラブ関係のクラスターが発生し、昨日にも料理店における新たなクラスターが判明している。

そして、感染経路不明の感染者は、全体の約2割へと拡大しており、さらなるクラスターの発生が懸念される場所である。これらの状況について、県専門家会議は、「県内全域で、待ったなしの危険水域に達している」と警告している。

以上を踏まえ、本県が「非常事態」にあるとの認識に立って、現在展開している「ストップ 新型コロナウイルス 2週間作戦」を抜本的に見直し、以下の「非常事態」総合対策（別添）を実施することとする。

- 1 「ストップ 新型コロナウイルス 2週間作戦」の強化・延長
(5月6日まで)
- 2 まん延期に耐えうる医療提供体制の充実・強化
(検査の徹底、病床の増加、マスク等医療資材の確保)
- 3 景気経済・生活雇用対策の新設・拡充

すべての県民の皆様とともに、「オール岐阜」でこの「非常事態」総合対策を実施することが不可欠である。ご理解、ご協力をお願いする。